

第 1 1 第 1 6 条

(商標登録の査定)

第 1 6 条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

商標法施行令

第 2 条 [商標法第 1 6 条](#) ([同法第 5 5 条の 2 第 2 項](#) ([同法第 6 0 条の 2 第 2 項](#) ([同法第 6 8 条第 5 項](#)において準用する場合を含む。)) 及び[第 6 8 条第 4 項](#)において準用する場合を含む。)) 及び[第 6 8 条第 2 項](#)において準用する場合を含む。次項において同じ。) の政令で定める期間は、[同法第 5 条の 2 第 1 項又は第 4 項](#) ([同法第 6 8 条第 1 項](#)において準用する場合を含む。) の規定により認定された商標登録出願の日 (当該商標登録出願が[同法第 1 5 条第 3 号](#)に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなったときにあつてはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日) から 1 年 6 月とする。

- 一 [商標法第 9 条第 1 項](#)、[第 1 0 条第 2 項](#) ([同法第 1 1 条第 5 項](#)、[第 1 2 条第 3 項](#)、[第 6 5 条第 3 項](#)及び[第 6 8 条第 1 項](#)において準用する場合を含む。) 又は[第 6 8 条の 3 2 第 2 項](#) ([同法第 6 8 条の 3 3 第 2 項](#)において読み替えて準用する場合を含む。) の規定
- 二 [商標法第 1 7 条の 2 第 1 項](#) ([同法第 6 8 条第 2 項](#)において準用する場合を含む。) 及び[第 5 5 条の 2 第 3 項](#) ([同法第 6 0 条の 2 第 2 項](#) ([同法第 6 8 条第 5 項](#)において準用する場合を含む。)) 及び[第 6 8 条第 4 項](#)に

において準用する場合を含む。)において準用する[意匠法第17条の3第1項](#)の規定

- 2 前項の規定にかかわらず、[商標法第68条の9第1項](#)の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る[同法第16条](#)の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書第3条の3に規定する領域指定の通報が行われた日（[商標法第68条の3第1項](#)に規定する国際事務局から[同法第68条の9第1項](#)に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日）から1年6月とする。

1. 商標登録出願について、本条で規定する「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該出願に係る拒絶理由通知書を発送した日を基準にすることとする。
2. 拒絶理由通知書が出願人に到達せず特許庁へ戻され、再度発送された場合であっても、本条の「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該拒絶理由通知書を最初に発送した日を基準にすることとする。

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[40.03](#) 政令で定める期間内における拒絶理由の通知

○[審判決要約集 \(第16条\)](#)